

インターネット専用支店「ハーモニー支店」ご利用規定

本規定は、お客さまと株式会社大東銀行（以下、「当行」といいます。）ハーモニー支店（以下、「当店」といいます。）との間の取引について定めたものです。本店と取引を行う場合は、下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定等が適用されることに同意したものと取り扱いたします。

第1条 本店との取引範囲

お客さまは、本規定に基づき、次の各号に定める取引をご利用いただけます。なお、本店の各種商品・サービスは、本店以外の当行本支店と異なる場合がございます。

- (1) 普通預金（定期預金等を担保とする当座貸越はご利用いただけません。）
- (2) 定期預金
- (3) カードローン取引（別途、当行所定の審査がございます。）
- (4) その他当行所定の取引

第2条 利用資格・取引開始

1. 本店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する方（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下、「成年後見制度利用者」といいます。）を除く）で、当行所定の方法で口座開設ができる個人のお客さまに限らせていただきます。
2. 本店での各種商品・サービスの利用にあたっては、各種商品・サービスに係る規定等にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前項のほか、各規定等に定める利用資格を満たす必要があります。
3. 本店との取引にあたっては、普通預金口座および定期預金口座を開設のうえ、キャッシュカードを発行させていただきます。また、〈だいとう〉インターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」といいます。）をご利用いただきます。
ただし、本店専用カードローンのおみの取引の場合、普通預金口座の開設は不要です。
4. インターネットバンキングについて、お客さまが当行において既にご利用中の場合には、ご利用中のインターネットバンキングに本店の普通預金口座および定期預金口座を関連口座として登録いたします。
5. 本店で作成する普通預金口座および定期預金口座は、お客さまお一人につき一口座といたします。
6. 取引口座開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続きにより行います。
7. 本店の口座は、事業性資金の管理目的で利用することはできません。
8. 本店は、代理人による取引はできません。
9. 本店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより本店と取引を開始することはできません。

第3条 お届け印

本店と取引をする際に、印鑑の届出は必要ございません。

第4条 当店との取引方法

本規定のほか、各規定に基づき次の方法で取引を行うことができます。なお、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

1. キャッシュカードおよびローンカード（以下、「キャッシュカード等」といいます。）による取引
2. インターネットバンキングによる取引
3. だいたうスマホアプリによる取引
4. 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預金機・現金自動支払機・自動振込機・現金自動預入払出兼用機（以下、「ATM」といいます。）による取引
5. 当店との取引につきましては、お届け印の提出をいただいておりますので、各種届出事項変更、キャッシュカード喪失・再発行の手続き等については、当行所定の方法でご本人さまからの申し出であることを確認させていただきます。
6. 当店の普通預金口座を給与振込等各種振込の受取口座として指定する取引。
7. 当店の普通預金口座を引落口座とする口座振替については、当行所定の方法（WEB口座振替受付サービス、ペイジー口座振替受付サービス等お届け出印が不要な受付方法）による口座振替の受付。（当店で口座振替を行える収納企業は、当店以外の当行本支店で口座振替を行える収納企業とは異なります。）
8. 当行所定の方法による取引

第5条 証券類の取り扱い

1. 当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。
2. 手形、小切手、配当金領収書、その他の証券類の受入はいたしません。

第6条 通帳、証書、取引明細など

1. 当店では、預金通帳および預金証書の発行はいたしませんので、取引残高または取引明細は、インターネットバンキング、だいたうスマホアプリ等により不定期、あるいは一定期間ごとに確認してください。
2. 残高証明書の発行はいたしません。
3. 定期預金の満期案内は発送いたしません。

第7条 手数料

1. 当店における各取引において、所定の手数料が必要となる場合があります。なお、当店の手数料は当店以外の当行本支店と異なる場合がございます。
2. 当店の利用および取引において手数料が発生する場合は、普通預金規定等にかかわらず普通預金口座等から払戻請求書等なしに引き落とすものとします。
3. 当行が当店に関する手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行ホームページへの掲載により告知いたします。

第8条 届出事項の変更等

1. 住所、氏名、電話番号、メールアドレス等当行への届出事項に変更があった場合には、直

ちに当行所定の方法により、当店に届出てください。変更の届出は当行の変更処理が完了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は一切の責任を負いません。

2. お客さまが当行に届出した住所、電話番号またはメールアドレス等が、お客さまの責に帰すべき事由によりお客さま以外の方の住所、電話番号またはメールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
3. 届出事項に変更があった場合、届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
4. 届出の住所・氏名宛に送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものといたします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負わないものといたします。
5. 当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。
6. 当店との取引につきましては、お届け印の提出をいただいておりますので、当行所定の方法でご本人からの申し出であることを確認させていただきます。

第9条 喪失の届出

1. キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカード等を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
2. 当店への届出につきましては、お届け印の提出をいただいておりますので、当行所定の方法でご本人からの申し出であることを確認させていただきます。

第10条 通知および告知方法

1. 当行からお客さまに対する各種通知及び告知は、当行ホームページへの掲載またはその他の方法（電子メールへの送信、ショートメッセージサービス等による送信を含む）により行われるものといたします。
2. 当行が届け出の住所等に各種通知・告知を行った場合、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第11条 少額貯蓄非課税制度（マル優）

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の取り扱いをいたしません。

第12条 個人情報の取扱

1. お客さまの個人情報は、当行ホームページに掲載している個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）のとおり、関係法令を遵守して適切に取り扱いいたします。
2. 当店との取引に際してお客さまから得た個人情報は、当行ホームページに掲載している当行所定の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。当行と取引を開始するにあたっては、必ず当該利用目的を確認してください。

第13条 譲渡・質入れ等の禁止

当店の各取引に係るお客さまの一切の権利は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。

第14条 反社会的勢力との取引拒絶

当店は、第15条第3項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項の一にでも該当する場合には、当行は取引をお断りするものとします。

第15条 取引の解約等

1. お客さまが、普通預金口座を解約する場合には、同時に当店とのその他全ての取引（当店専用のカードローンは除く）を解約するものとし、当行所定の方法により解約します。
2. お客さまが次の各号のいずれか一にでも該当した場合、当行は、お客さまに通知することにより、当店とのすべての取引を解約することができるものとします。また、通知については、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をお客さまから届出のあった氏名、住所に宛てて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

(1) 本規定またはその他の当行が定めた各規定に違反したとき

(2) 住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事項により当行にお客さまの所在が不明となったとき

(3) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになったとき

(4) 預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

(5) 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

(6) お申込時に虚偽の申告をしたとき

3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

(1) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認

められる関係を有すること

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3)お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

4. 解約時にお客さまへの返還金などがある場合には、お客さまが指定する金融機関の口座へ所定の手数料を差し引いたうえ、振り込むものとします。なお、お客さまに対する未収手数料等がある場合は、それらを差し引いた後に手続きします。また、当店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

5. 口座開設後、初回入金か 1 年間なかった場合は、当行は当店の口座開設の申込がなかったものとして、この預金口座を閉鎖させていただく場合がございます。この場合、当行より届出の住所・氏名宛に通知しますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 16 条 その他免責事項

- 1. 当行の責によらない停電、故障等により ATM による取り扱いができない場合や、通信機械およびコンピューター等の障害ならびに回線障害、電話の不通等により、取り扱いが遅延し、もしくは不能となった場合、もしくは本サービスに関して当行から送信した情報が表示遅延または表示不能になった場合、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- 2. 当行所定の本人確認方法により、本人と認めて取り扱いを受付したうえで、暗証番号等に偽造、変造、盗用その他の事故があった場合、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
- 3. 災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取り扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第 17 条 取引種類・内容の変更

当行の都合により、当店で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当行ホームページへの掲載またはその他当行所定の方法のいずれかにより告知いたします。

第 18 条 規定の適用

- 1. 本規定に定めのない事項については、各取引に係る規定等により取り扱いたします。

2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先いたします。
3. 各取引に係る規定等については、当行ホームページ等への掲載により告知いたします。

第19条 規定の変更

1. 本規定および当店との取引に関連する規定は変更されることがあります。当行は、その場合、原則として変更内容を当行ホームページへの掲載により告知するものとし、お客さまのご承認を得ることは要しないものいたします。
2. 規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第20条 準拠法および管轄裁判所

1. 当店との取引の契約準拠法は日本法といたします。
2. 当店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、福島地方裁判所郡山支部を管轄裁判所といたします。

以上